

宮城県大気汚染緊急時対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定のうち、硫黄酸化物、光化学オキシダント、二酸化窒素（以下「汚染物質」という。）に係る緊急時及び緊急時が予想される場合（以下「緊急時等」という。）において、知事がとるべき措置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(測定場所)

第2条 汚染物質の測定場所（以下「基準測定点」という。）は別記1のとおりとする。

(汚染・気象状況の把握)

第3条 知事は、汚染物質に係る汚染の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて仙台管区気象台から気象状況に関する情報を収集するものとする。

(緊急時等の発令区分並びに発令及び解除の基準)

第4条 緊急時等の発令の区分は、予報、注意報、警報、重大警報及び協定注意報の5種とし、その呼称は、それぞれの汚染物質の名称を冠するものとする。

2 前項の区分のうち、予報発令は光化学オキシダントに、協定注意報発令は硫黄酸化物に関するものに限るものとする。

3 第1項に定める発令及び解除の基準は、別記2のとおりとする。

(対象地域)

第5条 緊急時等の発令対象地域は別記3に掲げる区域とする。

(緊急時等の発令及び解除)

第6条 汚染物質の測定値が第4条第3項に定める発令基準又は解除基準に達したときは、別記3の対象地域のうち、光化学オキシダントにあっては地区の区分ごとについて、硫黄酸化物及び二酸化窒素にあっては一部又は全部の区域について、緊急時等の発令又は解除を行うものとする。

2 光化学オキシダント予報の発令期間等については、別に定める。

3 緊急時等を発令する場合において、気象条件及び近傍の基準測定点の測定値からみて当該大気の汚染の状態が解除の条件に直ちに復帰することが明らかな場合には、注意報、警報、重大警報及び協定注意報を発令しないことができる。

(発令等の通知及び周知)

第7条 緊急時等の発令及び解除は、別記4に定める連絡系統によって、関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を得て広報することにより、速やかに地区住民にその周知を図るものとする。

2 緊急時等の発令時には、県、発令区域の市町村及び関係機関は、それぞれ公共施設等適当な場所に別記5の標識を掲示するものとする。

(緊急時等の措置)

第8条 知事は、緊急時等の発令をしたときは、発令した区域に所在する以下の者に対し別記6に定める措置をとるものとする。

(1) 緊急時協力工場

(2) ばい煙を排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）

(3) 自動車の使用者又は運転者（以下「自動車の使用者等」という。）

(4) 有機溶剤使用業者、石油貯蔵業者及びガソリン給油所（以下「有機溶剤使用業者等」という。）

2 前項の緊急時協力工場については、別に定める。

3 知事は、2以上の汚染物質に係る緊急時等を発令したときは、当該汚染物質の削減率の高いほうの措置をとることができる。

4 知事は、緊急時等の措置をとる場合に、状況により緊急時協力工場、ばい煙排出者、自動車の使用者等及び有機溶剤使用業者等の措置対象を一部に限ることができる。

(削減計画書の提出)

第9条 知事は、あらかじめ緊急時協力工場から、緊急時におけるばい煙の削減計画書の提出を求めるものとする。

(被害発生状況の把握)

第10条 大気汚染が原因とみられる健康被害又は植物被害が発生したときは、関係者は直ちに知事又は市町村長に報告するものとする。

2 知事又は市町村長は、速やかにその被害状況を調査把握するものとする。

(関係市町村の協力)

第11条 知事は、緊急時の措置を行うときは、関係市町村に対し必要な協力を求めるものとする。

(関係機関との連絡協議)

第12条 緊急時等の措置を適切かつ円滑に実施するため、関係機関との連絡を緊密にし、運用の適正化を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和51年6月12日から施行する。

2 昭和50年6月5日施行の宮城県光化学オキシダント緊急時対策要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1（第 2 条関係）

基準測定点（硫黄酸化物及び二酸化窒素）

局 名	汚 染 物 質		所在市区町
	硫黄酸化物	二酸化窒素	
七 北 田		○	仙台市（泉区）
中 野	○	○	（宮城野区）
福 室	○	○	（宮城野区）
鶴 谷		○	（宮城野区）
榴 岡	○	○	（宮城野区）
中 山		○	（青葉区）
広 瀬		○	（青葉区）
七 郷		○	（若林区）
長 町		○	（太白区）
山 田		○	（太白区）
気仙沼	○	○	気仙沼市
迫		○	登米市
築 館		○	栗原市
古 川 II	○	○	大崎市
国設簗岳	○	○	涌谷町
石 巻 西	○	○	石巻市
矢 本 II		○	東松島市
大 和		○	大和町
松 島		○	松島町
塩 釜	○	○	塩竈市
利 府		○	利府町
岩 沼	○	○	岩沼市
山 元	○	○	山元町
柴 田	○	○	柴田町
白 石		○	白石市
丸 森	○	○	丸森町

基準測定点（光化学オキシダント）

区 分	局 名	所在市区町
気 仙 沼	気 仙 沼	気仙沼市
登 米	迫	登米市
栗 原	築 館	栗原市
大 崎	古 川 II	大崎市
	国設簗岳	涌谷町
石 巻	石 巻 西	石巻市
	矢 本 II	東松島市
仙 塩	七 北 田	仙台市（泉区）
	岩 切	（宮城野区）
	中 野	（宮城野区）
	福 室	（宮城野区）
	鶴 谷	（宮城野区）
	榴 岡	（宮城野区）
	中 山	（青葉区）
	広 瀬	（青葉区）
	七 郷	（若林区）
	長 町	（太白区）
	山 田	（太白区）
	松 島	松島町
	塩 釜	塩竈市
	利 府	利府町
	大 和	大和町
岩 沼	岩 沼	岩沼市
	山 元	山元町
仙 南	柴 田	柴田町
	白 石	白石市
	丸 森	丸森町

別記 2（第 4 条関係）

区分	発 令 の 基 準				解除の基準
	硫 黄 酸 化 物		光化学オキシダント	二酸化窒素	
予 報			地域の濃度が 1 時間値 0.12ppm 以上となること が予想され、かつ、この 状態が気象条件からみて 継続が予想されるとき。		各汚染物質の濃度 1 時間値が、発令 された地域内のす べての基準測定点 において発令基準 に定める濃度とな り、かつ、気象条 件からみて再び発 令基準に定める濃 度を上回るおそれ がないと予想され 又は認められると き。
注 意 報	1 基準測定点 に お い て 1 時 間 値	0.2ppm 以上の状態 が 3 時間継続し、 0.3ppm 以上の状態 が 2 時間継続し、 0.5ppm 以上の状態 となり、 48 時間値平均値が 0.15ppm 以上の状 態となり	気象条件から みて、なお継 続が予想され るとき。	1 基準測定点において 1 時間値 0.12ppm 以上の状 態となり、かつ、気象条 件からみて、なお継続が 予想されるとき。	1 基準測定点において 1 時間値 0.5ppm 以上の状 態となり、かつ、気象条 件からみて、なお継続が 予想されるとき。
警 報	1 基準測定点 に お い て 1 時 間 値	0.5ppm 以上の状態 が 2 時間継続し、	気象条件から みて、なお継 続が予想され るとき。	1 基準測定点において 1 時間値 0.24ppm 以上の状 態となり、かつ、気象条 件からみて、なお継続が 予想されるとき。	1 基準測定点において 1 時間値 0.75ppm 以上の状 態となり、かつ、気象条 件からみて、なお継続が 予想されるとき。
重 大 警 報	1 基準測定点 に お い て 1 時 間 値	0.5ppm 以上の状態 が 3 時間継続し、 0.7ppm 以上の状態 が 2 時間継続し、	気象条件から みて、なお継 続が予想され るとき。	1 基準測定点において 1 時間値 0.4ppm 以上の状 態となり、かつ、気象条 件からみて、なお継続が 予想されるとき。	1 基準測定点において 1 時間値 1ppm 以上の状態 となり、かつ、気象条件 からみて、なお継続が予 想されるとき。
協 定 注 意 報	2 基準測定点 に お い て 1 時 間 値 1 基準測定点 に お い て 1 時 間 値	0.15ppm 以上の状態 が 2 時間継続し、 0.2ppm 以上の状態 となり、 0.3ppm 以上の状態 となり、	気象条件から みて、なお継 続が予想され るとき。		

別記 3（第 5 条関係）

1 硫黄酸化物

仙台市、石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、柴田町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町及び矢本町の区域（この表に掲げる区域は、平成 17 年 3 月 31 日における行政区画によって表示されたものとする。）

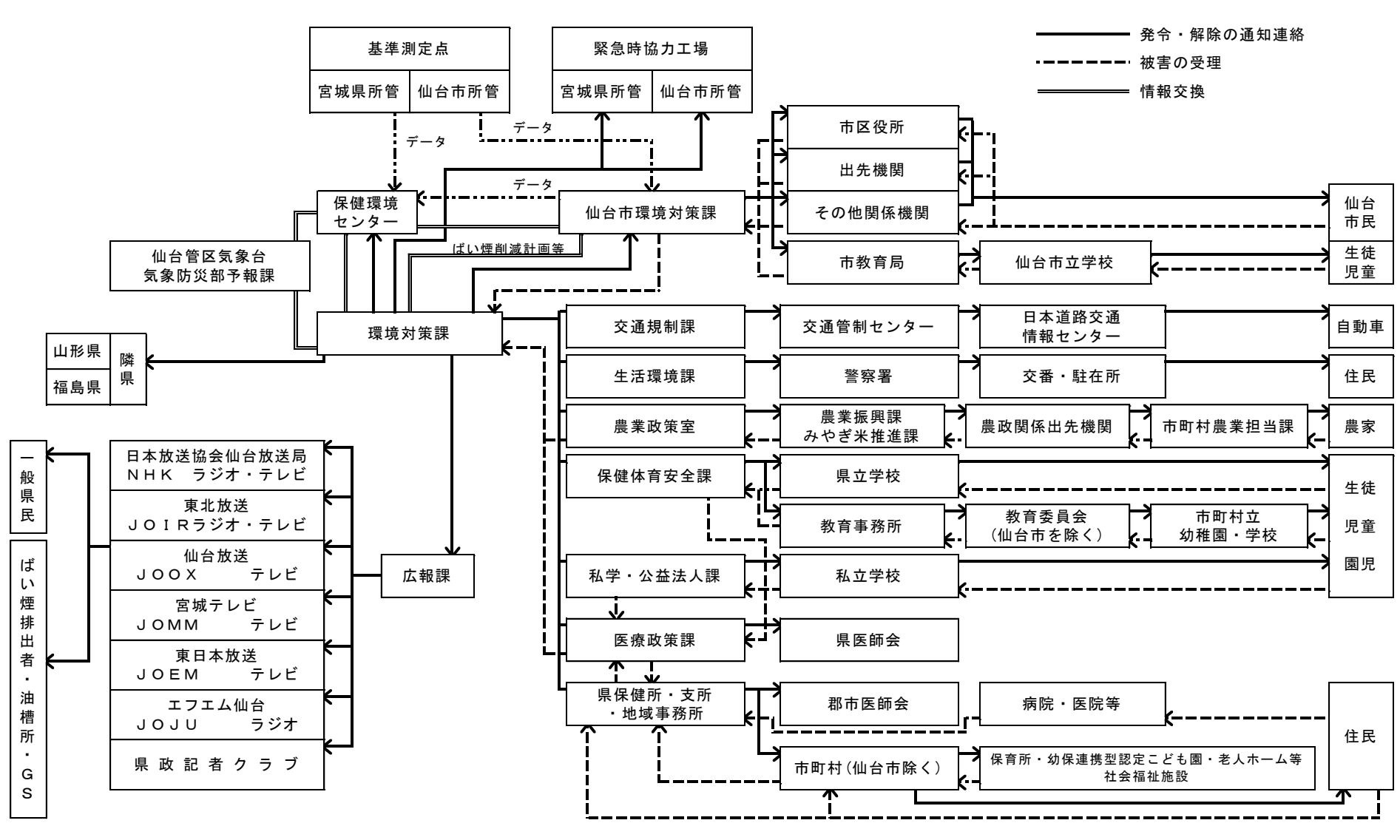
2 二酸化窒素

仙台市、石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、多賀城市、岩沼市、柴田町、松島町、七ヶ浜町、利府町及び矢本町の区域（この表に掲げる区域は、平成 17 年 3 月 31 日における行政区画によって表示されたものとする。）

3 光化学オキシダント

区 分	発 令 区 域
気 仙 沼	気仙沼市の区域（唐桑町の区域を除く。）
登 米	登米市の区域（東和町の区域を除く。）
栗 原	栗原市の区域のうち、築館、若柳、高清水、一迫、瀬峰、志波姫の区域
大 崎	大崎市の区域のうち鳴子温泉を除く区域、涌谷町、美里町及び加美町のうち合併前の中新田町の区域
石 巻	石巻市の区域のうち雄勝町、北上町、万石橋以東の半島部及び島しょを除く区域並びに東松島市の区域
仙 塩	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、松島町、大郷町、大和町及び大衡村の区域
岩 沼	名取市、岩沼市、亘理町及び山元町の区域
仙 南	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町及び丸森町の区域

別記4（第7条関係）
発令及び解除の連絡系統



別記5（第7条関係）

区 分	標 示
注 意 報	黄色地に「〇〇〇〇〇〇注意報発令中」を黒字（「注意報」は朱書）で標示
警 報	黄色地に「〇〇〇〇〇〇警報発令中」を黒字（「警報」は朱書）で標示
重 大 警 報	赤色地に「〇〇〇〇〇〇重大警報発令中」を黄色字（「注意報」は白書）で標示

注） 注意報発令中、警報発令中又は重大警報発令中の前に汚染物質の名称を冠するものとする。

別記6（第8条関係）

大気汚染緊急時等の措置

物質	区分	措 置	
		緊急時協力工場	ばい煙排出者、自動車の使用者等及び有機溶剤使用業者等
硫黄 酸化 物	協 定	公害防止協定等締結工場に対し発令時の硫黄酸化物排出量の20%又は50%以上削減するよう要請する。	
	注 意 報	発令時の硫黄酸化物排出量の20%以上削減するよう要請する。	ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請する。
	警 報	発令時の硫黄酸化物排出量の50%以上削減するよう勧告する。	ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請する。
	重大警報	発令時の硫黄酸化物排出量の80%以上削減するよう命令する。	ばい煙排出者に対し、燃料使用量の20%以上削減するよう要請する。
光化 学オ キシ ダン ト	予 報	不要不急の燃焼を自粛するとともに、注意報等の発令に備えて注意報等の措置が行える体制をとることを要請する。	不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	注 意 報	燃料使用量を、発令時の使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう要請する。	ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 有機溶剤使用業者、石油貯蔵業者、ガソリン給油所に対し、使用量の削減、給油作業の自粛を要請する。
	警 報	燃料使用量を、発令時の使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 有機溶剤使用業者、石油貯蔵業者、ガソリン給油所に対し、使用量の削減、給油作業の自粛を要請する。
	重大警報	燃料使用量を、発令時の使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令する。	ばい煙排出者に対し、燃料使用量の20%以上削減するよう要請する。 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。 有機溶剤使用業者、石油貯蔵業者、ガソリン給油所に対し、使用量の削減、給油作業の自粛を要請する。
二酸 化窒 素	注 意 報	燃料使用量を、発令時の使用量の20%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう要請する。	ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	警 報	燃料使用量を、発令時の使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼の自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。
	重大警報	燃料使用量を、発令時の使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令する。	ばい煙排出者に対し、燃料使用量の20%以上削減するよう要請する。 不要不急の自動車を使用しないこと並びに当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。